人又は執達吏之を作成せざりしものとするも、其の拒絶證書に依りて遡求權を保全するに足るものとす。若其の作成地の法律に適合せざるときは、假令日本法律の要求する所に適合するものありとするも、其の拒絶證書は效なきものとす。

引受又は支拂拒絶證書以外の拒絶證書に付ても其の之を作成すべき地の屬する國の法律に依り之を定むるものにして、其の國の法律の要求する所に適合することを要し、又適合するを以て足るものとす。

二　拒絶證書の作成期間　拒絶證書の作成期間は手形法の規定が之を示す如く手形の實體的なる手形上の權利の保全に關する期間にして、手續其のものに非ず。故に拒絶證書の作成を必要とすることが手形上の權利の效力視すべき如く、其の作成期間亦手形行爲の效力視すべきものとす。然るに其の作成を要する手形の所持人は裏書又は振出を爲したる地の屬する國と異る支拂地の屬する國に於て之を作成せしむるものにして、其の國に於ける手形法に依りて定まる拒絶證書の作成期間內に之を作成せしめたるときは、之を適法なる期間內に作成したるものと做さゞるべからざるに因り、其の作成期間は之を作成地の法律に依り之を定むることゝ規定したるものとす。故に其の作成地の法律に依りて期間內に作成せられたるものなるときは、遡求義務者の行爲地の法律に依れば期間後と爲る場合に於ても之を有效なる作成と做すべきものとす。即ち日本に於ては祝祭日ならざるも作成地に於て祝祭日たる日を除き二日の業務日內に作成したるものは期間內の作成として其の效力を有すべきものと爲る。

拒絶證書の作成期間を其の作成すべき地の屬する國の法律に依り定むる結果は、支拂地に於けるモラトリウムに依り手形を呈示して支拂を求むることを得ざる期間は當然之を作成期間に算入すべきに非ずして、其の法律に依りて支拂を求め得べき日より起算して法定期間內に作成したるものは、之を期間內の作成と做すべきものとす。爲替手形の振出國に於て不可抗力に因る效果を認めざる場合に、支拂地の屬する國に於けるモラトリウムに依り期間を遵守することを得ざりしとき、遡求權消滅するやは普佛戰爭當時問題と爲り、獨逸と墺太利の裁判所は各反對の見解を持したることは有名なる事例と爲りたるものにして、自國の債務者をして利益の地位に置かしめんとせば、期間不遵守として遡求權の消滅を認むる

を可とすべきも、其の國の法令に依り遵守することを得ざるものを所持人の責に歸せしむることは、條理上之を正當ならしむるものなきを以て、期間を遵守せざるものと爲すべきに非ず。手形法第九十三條の如き規定の存する場合には、其のモラトリウムに因り作成を妨げられたる期間は之を算入せざるものと爲るを以て、手形所持人の利益之に依り保護せらるゝに至るものにして、之を保護するの要あるを以て右の如く解すべきものとす。

三　其他の手形上の權利の行使又は保存に必要なる方式　斯る方式は其の行爲を爲すべき地の屬する國の法律に依るものとす。所謂手形上の權利の行使に必要なる方式とは手形の支拂を受くるに當り受取文句の記載を爲し、償還を受くるに當り作成する償還計算書の方式等を指稱するものにして、其の權利の保存に必要なる方式とは支拂拒絶の通知、不可抗力の事實の通知等の方式を指稱するものとす。此等の方式は總て其の行爲を爲す地の屬する國の法律に依るものとす。故に其の國の法律に於て右通知には公證ある文書を以て爲すべきことを定むる場合には之に依るべきことゝ爲るなり。

手形の盗難、紛失の場合に公示催告に依り手形の無效判決を求むることも、所持人の手形上の權利保存に必要なる方式と爲る。蓋し之を爲さずんば其の手形を喪失したる者は手形上の權利を行使するに由なく、第三者の取得に因り其の權利を失ふに至るを以てなり。然れども此の場合に爲すべき手續は前述の其の手續を爲すべき地の屬する國の法律に依り之を定むべきに非ずして、支拂地の屬する國の法律に依りて之を定む（第九十四條）。是其の盗難又は紛失したる場合に手形なくして支拂を求め得ることゝ爲るやは手形の支拂を爲すべき者の利害に重大なる關係ありて、其の支拂は手形の支拂地に於て行はるゝものに屬するを以てなり。從て支拂地の屬する國の法律に依り無效を宣言する判決ありたるときは、其の除權判決に依りて所持人は手形債務者に對し債務の履行を求むることを得べし。此の場合に日本に於ける裁判所の爲す除權判決と異るものある故を以て其の效力を否定すること能はざるものとす。若し夫れ其の支拂地の屬する國の法律に於て公示催告以外の手續に依りて手形喪失者の權利保護の方法を認むるものありとせば、此の方法に依りたるものも權利の保全を爲すに足るものとす。

然れども手形の盗難の總ての場合に之を支拂地の屬する國の法律に依り其の手續を定むることゝ爲したる手形法第九十四條の規定の當否は之を疑ふ。蓋し手形が支拂拒絶と爲り、所持人は裏書人に對し遡求權を行使して裏書人が償還を爲したる場合に於て、其の償還を爲したる裏書人が其の支拂地の屬する國以外の裏書署名を爲したる地の屬する國に於て其の受戻たる手形を紛失又は盗失したるときは之を支拂地の屬する國の法律に依りて公示催告を爲し無效判決を爲す必要なく、又之を爲すべきものとすることは大なる不便を來すを以てなり。支拂地を以て盗難手形の公示催告手續を爲すべき地とせるは、其の手形が支拂地に於て支拂人より支拂はるべきものにして、所持人亦其の支拂地に住所又は居所を有する關係あるに因るものなるに、既に其の手形が支拂拒絶と爲りて手形が受戻したる裏書人の手に在る間に盗難に罹れる場合には、其の手形の盗難は償還を得たる所持人には利害關係なく、受戻人が其の裏書人又は振出人に對し遡求權を行使する爲に手形に代はる效力を有する除權判決を必要とするに因り、其の受戻人は裏書を爲したる地の屬する國の法律に依り手形の無效宣言の判決ありたるときの判決に依りて遡求權を行使し得るものと爲さゞるべからず。勿論爲替手形の支拂人が引受を爲したる場合に於ては引受人は受戻人に對しても其の償還金額に付き責任を免れざるものにして、其の義務の履行地は支拂地なりとするも、手形は受戻に依りて支拂地ならざる振出地又は裏書地に於て住所を有する者の所持人の取得する所となりたるものなるを以て、支拂地に於て公示催告を爲す必要あるものに非ず。他面に除權判決ありたるときは、手形占有者の權利を失はしむる效力を生ずるものあるを以て、其の利害關係を有する者の所在地たる受戻人の住所地たる、振出又は裏書を爲したる地の屬する國の法律に依りて、公示催告の申立を爲し得べく、其の國に於て爲したる除權判決に依りて償還債務の履行を求め得るものと做さゞる可からざるものとす。

昭和十二年七月一日印刷
昭和十二年七月五日發行

【定價金五圓五拾錢】

〔手形法論〕
第三卷
奥附

著者　水口吉藏

發行者　東京市麹町區九段一丁目四番地　所國松

印刷者　東京市麹町區九段一丁目四番地　海野勇助

〔文雅堂印刷所印行〕

發兌

東京市麹町區九段一丁目
振替東京四二八二一番
大阪市東區大手通二丁目
振替大阪三一六六六番

文雅堂

727
2